

## マチカネポイント付与事業者規約

### (目的)

第1条 この規約は、「豊中市デジタル地域ポイント事業実施要綱」(以下、「要綱」という。)に定める「マチカネポイント」の普及促進により市内消費喚起を図るため、ポイント付与事業者によるマチカネポイント付与に必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ポイント付与事業者 マチカネポイントを利用者等に対して付与するために、第4条第2項において、本市からマチカネポイントの付与等を認められた者をいう。
- (2) ポイント付与メニュー ポイント付与事業者としてマチカネポイントを活用し、利用者等へ付与するための事業をいう。
- (3) 利用者等 要綱第2条に定める「利用者」のうち、ポイント付与事業者からマチカネポイントを付与された者やそれを利用する者をいう。

### (ポイント付与事業者の対象者)

第3条 ポイント付与事業者の対象者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団密接関係者(豊中市暴力団排除条例(平成25年豊中市条例第25号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者は除く。

- (1) 個人事業主、営利法人(株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社)、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、士業法人その他市長が必要と認める法人
- (2) 前号に掲げる者を主たる構成員とし、経済活動を行う団体
- (3) その他、都市活力部産業振興課長が適当と認める者

### (ポイント付与事業者の登録申込み)

第4条 ポイント付与事業者の登録申込みは、この規約の内容を承諾のうえ、豊中市との事前相談のうち、マチカネポイント付与事業者登録申込書(様式第1号)及び必要に応じて都市活力部産業振興課長が指定する書類を提出するものとする。

- 2 都市活力部産業振興課長は、前項の申込書の提出があったときは、内容等を審査し、ポイント付与事業者登録の可否を決定し、マチカネポイント付与事業者登録決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。
- 3 ポイント付与メニューの対象とならないものについては、次の各号に掲げるいずれかに該当するもの

とする。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれのあるもの
- (2) 豊中市の信用や品位を損なうおそれのあるもの
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれのあるもの
- (4) その他、都市活力部産業振興課長が適当でないと認めるもの

4 ポイント付与事業者によるマチカネポイント付与可能期限は、登録を決定した日が属する年度の末日までとする。

(マチカネポイント付与に伴う負担)

第5条 ポイント付与事業者によるマチカネポイントの付与費用については、その原資分について、1ポイント1円として換算した額を、ポイント付与事業者がその全額を負担するものとする。なお、ポイント付与事業者は、都市活力部産業振興課長が指定する方法によりマチカネポイント付与実績分を支払うものとする。

2 支払ったポイント原資の返金は、都市活力部産業振興課長必要と認めた場合を除き、行わないものとする。

(ポイント付与事業者の登録の取り消し)

第6条 都市活力部産業振興課長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、ポイント付与事業者の登録を取り消すものとする。

- (1) ポイント付与事業者から登録取り消しの届出があったとき
- (2) ポイント付与事業者が不正な発行を行ったとき
- (3) その他、都市活力部産業振興課長が取り消すべき事由が生じたとき

2 前項に基づき登録を取り消した場合は、その旨を該当者に通知するものとする。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、マチカネポイントに関する事項は、要綱に基づくものとし、その他の必要な事項は都市活力部産業振興課長が定めるものとする。

附 則

1 この規約は、令和5年5月1日から実施する。

## マチカネポイント付与事業者登録申込書

豊中市 都市活力部 産業振興課長 宛

「マチカネポイント付与事業者規約」の内容を了承のうえ、マチカネポイント付与事業者規約第4条に基づき、マチカネポイント付与事業者登録の申込みをします。

## 1. 申込者の情報

所在地	〒
事業所名	(フリガナ)
代表者の役職・氏名 (個人事業主は氏名)	(フリガナ)
担当者名	
電話番号	(日中に連絡がとれる電話番号をご記入ください)
メールアドレス	(メールアドレスをお持ちでしたらご記入ください)

## 2. マチカネポイント付与メニュー

付与目的	
ポイント付与メニュー	
総付与予定ポイント数	
ポイント付与期間	年（      年） 月 日から      年（      年） 月 日まで

マチカネポイント付与事業者登録決定通知書

様

豊中市 都市活力部 産業振興課長

年 ( 年) 月 日付で申込みのありましたマチカネポイント付与事業者登録について、次のとおり決定しましたので、マチカネポイント付与事業者規約第 4 条に基づき通知します。

登録決定可否	登録を認める ・ 登録を認めない
ポイント付与メニュー	
総付与予定ポイント数	
ポイント付与期間	年 ( 年) 月 日から 年 ( 年) 月 日まで